

第66回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：平成20年6月24日（火） 午後2時から午後3時8分まで
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 なのはなⅠ・Ⅱ
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（9名）
伊藤委員、臼田委員、鬼沢委員、木村委員、古宮委員、轟木委員、
榛澤委員、三浦委員、安井委員
事務局
商工労働部 中島次長
経営支援課 伊東課長、森室長、鈴木副主幹、吉野副主幹、
大倉副主幹、古山副主幹、庄山主査
県土整備部都市計画課 富沢副主幹
- 4 開 会：
 - ① 会長及び会長代理の選出（平成20年5月末で審議会委員の任期が満了したことに伴い、審議会に先立ち、新委員の委嘱式が行われたことから、新委員の中から、改めて会長等を選出した。行政組織条例第30条の規定に基づき、会長については、審議会委員の互選により伊藤委員に決定し、会長代理については、会長の指名により榛澤委員に決定した。）
 - ② 審議案件概略説明
＜事務局＞ 本日、第66回審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。
本日お願いいたします審議案件は、新設の届出に係る審議案件としまして（仮称）ヤマダ電機テックランド松戸店ほか1件の計2件でございます。このほか、既存店に係る変更の届出につきましては、手続を進めさせていただきまして報告案件としたものが松戸ビルディング・三井生命松戸ビルほか2件でございます。
以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
 - ③ 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
 - ④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長

に選出した。)

⑤ 配付資料の確認

⑥ 傍聴者の入室 (傍聴希望者はいなかった。)

⑦ 議事録署名人選出 (議長が白田委員と古宮委員の2名を指名した。)

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、審議案件に入りますが、ただいま事務局のほうからの案内がありましたとおり、本日2件で、いずれも新設の案件でございます。数も少ないので、割にスムーズに進むのではないかと考えております。特段、事前の説明でも、そう難しいというか、紛糾しそうな点も余りなさそうでございますので、効率的に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、第1案件、(仮称)ヤマダ電機テックランド松戸店は新設案件ですが、事務局の方、ご説明をよろしく願います。

① 審議案件1「(仮称)ヤマダ電機テックランド松戸店」について

<事務局説明> それでは、本日ご審議いただきます案件について、OHPのほうをごらんいただきたいと思います。新設案件、松戸市の(仮称)ヤマダ電機テックランド松戸店、続きまして、富津市の(仮称)カインズホーム富津店の2件になりますので、よろしく願います。

それでは、説明に入ります。名称は、今申し上げました(仮称)ヤマダ電機テックランド松戸店となります。OHPと審議資料の1ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

(OHP：広域図)所在地は松戸市松戸で、JR松戸駅から南東に約1kmの国道6号沿いに位置しております。建物の設置者は合同会社インパクトホールディング、小売業者は家電のヤマダ電機となります。敷地の概要ですが、敷地面積は9,565㎡、所有形態は借地で、用途地域は準工業地域及び第1種住居地域となっています。建物構造は鉄骨造り、地上3階地下1階建

てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年8月11日、店舗面積は6,064㎡、営業時間は午前10時から午後10時まで、駐車場の利用可能時間は午前9時45分から午後10時15分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後9時となっています。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、OHPをごらんいただきたいと思います。計画地は国道6号沿いに位置しております。東側は公園及び他店舗の立体駐車場、西側は国道を挟みトヨタの販売店、南側はホームセンターのニトリ、北側は民間の駐車場及び住居となっており、隔地駐車場の周辺は住居となっております。

(OHP：写真01) 写真をごらんいただきたいと思います。計画地の北及び東側はかなり高低差がございます。今、上の写真で、上のほうにニトリがございますけれども、ニトリが南側になります。北側の、建設予定地のすぐわきに擁壁のようなものがありまして、これが高さ7、8mございます。このまま、ここに3階建ての建物が建つという環境になります。右側に見えておりますのが国道6号になります。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、松戸市及び住民から提出されております。これにつきましては、後ほど説明いたします。

(OHP：配置図) 2ページをお開きください。OHPは建物の配置図になります。

駐車場は、指針に基づく必要台数347台を上回る352台の駐車場を確保する計画です。出入り口は全体で5カ所設けることとしており、店舗敷地には、南市道側に出入り口を2カ所設け、交通量が少ないことから右折イン、右折アウトを認めております。また、国道側は負荷を考慮して出口のみ設けております。隔地駐車場は南側に出入り口を2カ所設け、通学路の関係等から右折イン、左折アウトとしております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時等の繁忙期には交通整理員を出入り口に配置するほか、案内看板の設置及び路面標示により交通への支障を回避することとしております。

次に、駐輪場ですが、指針参考値の駐輪台数174台を上回る180台を確保することとしております。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充

足していると認められます。

荷さばき施設は店舗東側に1カ所設け、施設の面積は150㎡、同時作業可能台数は2台ですが、ピーク時間帯の搬出入車両の台数が2台なので、施設は充足しており、問題はないと思われます。

(OHP：来店経路図) 続いて経路の設定についてですが、店舗への誘導は、東京方面からは国道6号を経由して、七畝割交差点が混雑していることから、手前の松戸隧道交差点を右折、野菊野団地わき交差点から左折、店舗わき交差点から右折で店舗南側の入り口に誘導し、八柱方面からは県道281号線を経由して同じ入り口に誘導します。柏方面からは国道6号を経由し、店舗西側は出口専用のため、店舗南側の入り口に誘導することとしております。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、オープン時等は主要交差点に交通整理員を配置することとしており、また、誘導経路上に案内看板の設置を検討しております。以上のことから必要な配慮がなされているものと認められます。

3 ページをお開きください。

(OHP：配置図) 歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入口及び専用通路を設けるほか、夜間照明を設置し、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、まず廃棄物の減量化につきましては、グループ全体で家電製品のリユース事業の展開、リターナブルコンテナを利用して段ボールの発生量を抑え、簡易包装の推進などを図ることとしており、あわせてグリーン電力の使用やエコポイントの導入も実施することとしております。

また、リサイクル計画については、家電リサイクル法に基づき、家電4品目の引き取り、収集を実施し、運搬は専門業者に委託することとしており、パソコンについても同様、適切に処理することとしております。さらに、OA用紙、商品梱包厚紙、段ボールについてもリサイクルに努めていることから、必要な配慮がなされていると認められます。

防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、警備会社による機械警備の実施、閉店後は駐車場出入口の閉鎖、施錠を行うこととしており、適切な配慮が

なされていると認められます。

4 ページをお開きください。騒音については担当から説明します。

<事務局説明> それでは、騒音の発生に係る事項について説明いたします。

初めに、周辺の状況をOHPでご説明いたします。お手元の資料の図面6とあわせてごらんいただければと思います。

(OHP：写真01) こちらの写真は、先ほどもごらんいただきましたが、上の写真が国道6号及び北側から見ました店舗の予定地でございます。北側の敷地と住居が壁越しに隣接しており、騒音の予測地点のD地点になります。

下の写真は、隣のニトリの立体駐車場から店舗の予定地を見たものです。こちらは擁壁がまだ残っておりまして、高低差がかなりあります。

(OHP：写真02) この写真は、店舗の東側の状況です。上の写真は隣接している住居の状況です。先ほどごらんいただきました騒音予測地点のD地点の住居の状況です。

(OHP：写真03) この写真は店舗の西側で、道路は国道6号になります。写真の右のほうになりますが、車両の出入り口になりまして、国道を挟んで反対側にトヨタのディーラーがあります。車が展示してある付近が夜間の予測地点のa地点になっております。

(OHP：写真04) 上の写真は、図面上の騒音予測地点、A地点の住居、店舗の東側になります。公園を挟んで、店舗から大体30m程度離れております。

下の写真は、図面上の隔地駐車場、A-4駐車場と書いてあるところで、左側の住宅が騒音の予測地点のC地点、右側の住居が騒音の予測地点のB地点になります。隔地駐車場につきましては、21時までの使用ということで、夜間は使用しません。

(OHP騒音発生源位置図) 資料の5ページに予測結果をまとめてあります。今回は夜間の営業や荷さばき作業はありませんが、夜22時までの営業なので、15分ほどですが、夜間時間帯にかかる駐車場の利用があります。設備につきましては、24時間稼働するキュービクルと23時まで稼働する室外機があります。

総合的な予測評価につきましては、基準を満足いたしますが、夜間の最

大値の予測で、来客車両走行音が敷地境界で基準を超過します。ただし、保全対象側、A地点で基準以下となり、生活環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局説明> (OHP：配置図) 続いて6ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は荷さばき施設の東側に別棟で設置することとしており、容量は全体排出予測量27.99m³に廃家電等排出予測量13.24m³を加えた41.23m³を上回る150m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

緑化計画ですが、松戸市宅地開発事業等に関する条例による10%を上回る基準面積の10.7%に当たる719m²を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗外観について、周辺の景観及び建築物と調和のとれる色調、形状、高さとし、景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

7ページをお開きください。

続いて冒頭に申しあげました市町村及び住民からの意見になりますが、松戸市から、(ア)として、通学路の安全確保への配慮、(イ)として、来店者が届出書以外の経路をとった場合の安全対策への配慮についての意見がありました。

また、住民意見ですが、(ア)として、歩行者の通行の利便の確保への配慮、違法駐車や交通量が増加した場合の幼稚園児、小中学生、通勤者等に対する安全対策について意見がありました。この対応について、設置者から、オープン1、2カ月前に交通誘導員等配置計画書を作成し、松戸警察署と協議を行い、その後、自治会、松戸市に提示確認をとる。また、運用方法として、平日来店車両が少ないときは建物敷地内の駐車場を優先利用し、来店者が届出書で想定している経路をとるように、折り込みチラシや場内案内の掲示物で告知し周知徹底することとしており、これについて松戸市は了解しているとのことです。

続いて住民意見の(イ)ですが、駐車台数以上の来店があった場合の対策をとってほしいとの意見に対して、他店舗の実績から現在の台数で十分

と考えるが、常態的に駐車場が足りない場合には、ほかに確保する。また、繁忙期には誘導員を配置し誘導するとしており、ともに必要な配慮がなされていると考えております。

最後に8ページの総合判断ですが、先ほども説明しましたが、3の騒音の予測・評価について、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の来客車両走行音が敷地境界で基準値を上回る地点がありますが、保全対象側では基準値を満足しており、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、1の駐車・駐輪需要、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。ただいまのヤマダ電機テックランド松戸店の説明で、どのような角度からでも結構でございますが、委員の方、ご質問をしてください。

<鬼沢委員> 1点確認ですが、グループ関連企業で家電製品のリユース事業を展開しておりますが、これは家電リサイクル法で回収した家電について、まだ使えるものを修理してリユースするということですか。

<事務局> 中古商品を扱っているということは聞いておりますが、リサイクル法に基づいたものかどうかは確認しておりませんので、確認いたします。

<鬼沢委員> 聞いていただけたらと思います。

<事務局> それでは、設置者のほうに、リサイクル法に基づくものかどうかの確認をとりたいと思います。

<伊藤会長> 次回、来月に、どうだったということを報告してください。

<事務局> ご報告させていただきます。

<鬼沢委員> 質問ではないですが、関連のことなので、申し上げておきたいんです。グリーン電力をお店で使用するとか、あとエコポイントを導入して、省エネ効率の高い家電を購入したときにポイントが高くなるというのはとてもいいことだと思いますので、こういうことをもっとピーアールされたほうがいいんじゃないかなと思います。

<事務局> あわせて、そういうご意見があったことを設置者に伝えてまいりたいと思います。

<伊藤会長> ヤマダ電機ですから、率先してやっているわけですね。本日、初めてご出席ですが、騒音のほうで木村委員、特に何かございますでしょうか。

<木村委員> 別段問題ないと思っております。

<伊藤会長> 若干民家がありますが、ごらんになったように、随分がけの下のほうで、そこへの影響は余りなさそうだと思います。あそこはすごいですね、がけ崩れが起きるのではないかと思うぐらいです。

交通のほうですが、安井先生、県警との話で、ずっと迂回しろという指示であのような経路になったんですが、いかがでしょうか。コメントをちょっといただければと。

<安井委員> 経路的には手前で右折するということになっていますが、実際には店舗のところの交差点も右折可能です。知っている人は、みんな先で曲がってしまうかと思いますが、様子を見てだと思えます。交通に関しては資料を拝見させていただいたんですけれども、道路管理者、交通管理者とかなり細かいところまで協議されています。ただ、国道6号はかなり交通量の多いところなので、開店してからまた問題が出てきたら誠意を持って対応してもらおうということによろしいのではないかと思います。

<伊藤会長> 同じように、松戸市の意見も、来店者が経路を指示どおりにしないとき、どうするかというのが出ていますけれども、周知徹底するという以外、出店者側は言いようがないと思うんですよね。あるいは、警備員で。四六時中、右折するところに誘導員がいるというわけではないでしょう。オープンするときだけですか。ずっと手前の交差点で右へ入っていくところはどうか。

<事務局> 市と住民の意見に対しまして、設置者のほうで回答しておりますが、オープンの1、2カ月前に交通誘導員の細かい計画等を地元の警察署に再度提出すること。それで了解を得るという対応をとることになっております。今の段階でいつにということは、当然、オープン時、繁忙期には立てていただけることになるとは思いますが、詳細な計画につきましては、オープン前に再度警察に確認をとることにしております。それとあわせまし

て、市、住民自治会に報告するというのも対応策として出ております。

<伊藤会長> 10台来たとして、誘導員がいなかったら、何%ぐらい誘導する経路に行くんでしょうね。別の経路に行く車もあると思います。実際問題として、繁忙期以外に誘導員がいないと、チラシだけでは誘導は難しいですよ。安井先生、素人意見ですが、どうですか。

<安井委員> 何回も通ってれば、先で右折できるというのがわかりますから、多分先のほうに行って右折すると思いますけれども、逆に先の交差点の混雑がわかれば、手前で右折して行くことになると思います。

<伊藤会長> リポートする人はわかるでしょうけれども、初回の方は、難しいかと思えますね。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。何なりと、お気づきの点を。特段、ほかの委員の方でご意見、あるいはご質問がないようでしたら、県の「意見なし」は妥当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、皆様のご異議がございませんので、本審議会では県の意見(案)「意見なし」を妥当だと認めることにいたします。宿題を1つだけ、次回にお願いいたします。

<事務局> かしこまりました。

<伊藤会長> 引き続きまして、審議案件としては2つしかございませんので最後になります、(仮称)カインズホーム富津店でございます。

それでは、よろしく願いいたします。

② 審議案件2 「(仮称)カインズホーム富津店」について

<事務局説明> それでは、審議案件の2、同じく新設案件になりますが、名称は(仮称)カインズホーム富津店となります。OHPと審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(OHP:広域図)所在地は富津市青木土地区画整理事業地内で、内房線の青堀駅から北西に約1kmに位置しており、周辺には富津市民公園、イオン富津ショッピングセンターがあります。建物の設置者は株式会社カインズ及び株式会社ランドロームジャパン、小売業者もホームセンターのカインズ、食品スーパーのランドローム及び書籍の販売店となります。敷地の概

要ですが、敷地面積は5万377㎡、所有形態は借地で、用途地域は近隣商業地域となっています。建物構造は、別棟で3棟あり、すべて鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成20年8月15日、店舗面積は1万2,572㎡、営業時間は午前8時から翌午前0時まで、夜間は書籍店のみで、他の店舗はございません。駐車場の利用可能時間は午前7時半から翌午前0時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後9時となっています。

(OHP：周辺見取図) 周辺の環境ですが、計画地は土地区画整理事業地内で、区画はすべて市道に囲まれており、東側はドラッグのセイムスとその駐車場、西側は市の公園、南側はパチンコ店及び鉄鋼会社の社員寮があります。北側は戸建ての住居となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、富津市から意見が提出されております。これについては後ほど説明いたします。なお、住民の意見はございませんでした。

2ページをお開きください。

(OHP：配置図) 駐車場になりますが、ホームセンターについては、既存類似店舗の実績から駐車台数を算出しており、384台、テナント部分については、指針に基づく必要台数166台と同数の駐車場を確保する計画で、合計550台となりますが、これを上回る554台をすべて平面駐車場で確保する計画です。出入口は4カ所設け、すべて左折イン、左折アウトとなります。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時及び土日等の繁忙期には交通整理員を出入口と駐車場内に配置するほか、看板の設置、路面標示により交通への支障を回避することとしております。

3ページをお開きください。

また、駐輪場についても、ホームセンターについては、既存類似店舗の実績から算出しており、13台、テナント店舗部分については、指針参考値に基づく必要台数111台と同数の駐車場を確保する計画で、合計124台となりますが、これを上回る130台を確保する計画です。これらのことから、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

荷さばき施設は各棟ごとに1カ所ずつ設け、施設の合計面積は457㎡、同時作業可能台数は5台となりますが、ピーク時の搬出入車両の台数は6台ですので、荷さばき処理時間を考慮すると施設は充足しており、問題ないと思われま

す。
(OHP：来客経路図) 経路設定についてですが、店舗への誘導は、店舗裏面の住宅側以外は各方面に出入り口があり、交通量も少ないことから、近隣の交差点を経由して左折インできる方向へ誘導します。この経路は、新聞折り込み広告に案内図を掲載するほか、周辺の誘導経路上6カ所に案内看板を設置することとしており、必要な配慮がなされていると認められます。

(OHP：配置図) 歩行者の利便性については、歩行者、自転車専用出入り口及び専用通路を設け、カラー表示して歩車分離し、利便性を図ることとしており、適切な配慮がなされていると認められます。

4ページをお開きください。

続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、カインズ直営の東金流通センターが新たに稼働したので、合い積みによる商品物流の簡素化を図り、折りたたみコンテナの利用により取引先企業と連携して段ボールの削減に努め、リサイクル品のカート、パレットの利用、また包装紙やビニール袋の削減、生ごみの減量に努め、レジ袋削減の声かけに加え、廃棄物減量化の取り組みについてパブリックスペースを利用してお客様に情報提供することとしております。

また、リサイクル計画については、食品リサイクル法の基本方針に基づき発生の抑制、減量、再利用に努め、生ごみ、あらの飼料及び肥料への再利用を推進し、乾電池、蛍光灯、牛乳パック、ペットボトル、アルミ缶等は回収ボックスを設置して回収し、リサイクルに努めることとしており、スタンプカードの導入、社員への意識徹底、お客様や取引先への呼びかけなど、必要な配慮がなされていると認められます。

5ページをお開きください。

防災・防犯への協力に関してですが、防災対策は、行政からの要請に応じて協力するほか、防犯対策として、警備会社への委託、防犯カメラの設置、閉店後の駐車場出入り口の閉鎖など、適切に配慮がなされていると認

められます。

次の騒音については担当から説明します。

<事務局説明> それでは、騒音の発生に係る事項についてご説明いたします。

初めに、周辺の状況をOHPでご説明いたします。お手元の資料の図面4もあわせてごらんいただければと思います。

(OHP：写真01) 上の写真ですが、イオン富津の屋上から写しました全体の状況です。手前の建物はアミューズメント施設のパチンコ店、その奥が店舗の予定地になりまして、写真の右側のほうにあります建物が社宅になります。写真の左側は公園になっていまして、住宅等の保全対象はありません。下の写真は、南西側の交差点のほうから見た店舗の予定地と南側の道路や西側の状況になります。

(OHP：写真02) 写真は、店舗の南側の状況です。上の写真ですが、道路を挟んで、パチンコ店があり、下の写真がその奥、会社の社宅になります。こちらは騒音の予測地点のC地点です。

(OHP：写真03) 写真は店舗の東側の状況で、上の写真は、東南側から、また下の写真が北東側から見た状況です。道路を挟んで店舗となっております。下の写真の右側のほうですが、搬出入車両の出入り口があり、その向かい側が店舗の敷地境界側で騒音の予測をしております。

(OHP：写真04) 写真は、店舗北側の住宅地の状況です。上の写真の手前の住居が騒音の予測地点のA地点になります。下の写真は、公園と道路を挟んで住居があり、空き地の角が騒音の予測地点のB地点です。

(OHP騒音発生源位置図) 6ページに予測の結果をまとめております。ホームセンターは21時までの営業ですが、それ以外の書籍のテナントが午前0時までということで、夜間の営業があります。設備については、夜間も稼働しますキュービクル、また食品テナントもありますので、冷凍室外機等もあります。ただし、夜間の荷さばき作業はありません。

総合的な予測評価については、基準を満足しますが、夜間の最大値の予測で、来客車両走行音が敷地境界で基準を超過しますが、保全対象側となっております社宅の敷地境界では基準以下となっており、生活環境に与える影響は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局説明> (OHP：配置図) 続いて7ページの廃棄物についてですが、廃棄物の保管施設は、各棟ごとに荷さばき施設の付近に設置することとしており、容量は全体排出予測量47.84m³を上回る、3カ所合計で90m³を確保しております。また、廃棄物の処理方法についても、許可業者による敷地外処理を毎日行うこととしており、適切な配慮がなされていると認められます。

緑化計画ですが、都市計画法の基準はありませんが、敷地面積の6.5%に当たる3,279m²を緑化する計画としております。

街並みづくり、景観への配慮としては、店舗は平屋建てで、外壁はグリーン、グレー系を基調とした色彩とし、店舗外周部に緑地を配置して景観へ配慮しているほか、屋外照明等についても照射角度への配慮が見られます。

8ページをお開きください。冒頭に申し上げました富津市からの意見になります。

(ア)として、廃棄物の有効利用のため、地元のリサイクル企業を活用願いたいとの意見に対し、対応として、近隣のリサイクル企業の活用を推進するとしております。(イ)、(ウ)は、災害時の防災活動への協力、物資の供給協定、防犯対策としての児童、生徒への対応及び地域貢献に関する意見ですが、いずれについても適切に対応するとしております。

なお、住民からの意見はございませんでした。

最後に9ページの総合判断ですが、1の駐車・駐輪需要は特別な事情により、一部、指針数値を用いず必要台数を算出していますが、算出根拠は合理性があり、需要は満たしていると認められます。3の騒音の予測・評価については、等価騒音レベルは基準を満たしており、夜間の来客車両走行音が敷地境界で基準値を上回る地点がありますが、保全対象側では基準値を満足しており、周辺的生活環境に与える影響は軽微であると認められます。また、4の廃棄物保管容量等に関しては、いずれも指針に基づく基準を満たしており、荷さばき施設、廃棄物処理、街並みづくり等の周辺的生活環境の保持に関しても適正に配慮がなされていると判断し、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。当案件はカインズホーム富津店で、ホームセンターというわけです。これは立地上、交通はそんなに問題なさそうなんです。駐輪、駐車は既存店を基準にしております。これはスーパーのような場合と違ひまして、法律上は既存店を参考にしていいということになっております。そういう点に特徴がございますが、リサイクル関連もかなり細かく指示はしてあるんですが、どうぞご意見ございましたら。もちろん、ご質問でも結構でございます。鬼沢委員、これはいかがですか。

<鬼沢委員> 1点確認なんです。食品のテナントは、こちらの計画書にあるランドロームジャパンというスーパーマーケットが入られるんでしょうか。

<事務局> そうです。

<鬼沢委員> テナントのほうにも対策を徹底してもらおうということですね。

<事務局> そうということです。

<鬼沢委員> わかりました。ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

<事務局> さっき、私のほうでテナントと申し上げましたけれども、計画書をごらんになっていただくと、建物設置者が株式会社カインズと株式会社ランドロームジャパンと両社になっております。関係と申しますか、設置者さんでもあります。

<鬼沢委員> わかりました。ホームセンターと食品のテナントの会社が全然別の場合、廃棄物の対策がなかなか徹底されないんじゃないかという心配があるんですが、ここは設置者が両方だということなので、その辺は心配ないと思ひます。

<伊藤会長> 設置者ですから、かなりきちっと出さないといけないということですね。

騒音のほうは、木村委員、特に何かお気づきの点ございますか。

<木村委員> このお店自体、営業時間が深夜0時ということになっているんです。そうすると、敷地境界で基準を超えますが、保全対象側で問題ないということで、別段問題ないと思ひております。

<伊藤会長> ちょっと離れていますものね。

<木村委員> そうですね。

<伊藤会長> ほかの委員の方で何かございましたら、どうぞ。

<鬼沢委員> 意見ではないんですけれども、これは富津市のほうから出た意見

で、地元のリサイクル企業を活用してほしいというのはとてもいいことだと思います。リサイクルはされているが、お店よりかなり遠いところに運んでリサイクルをするということは結局CO₂がすごくたくさん発生しますので、何のためのリサイクルか、わからなくなるところもあるんです。そういう意味でも近隣の企業を活用するということは、地元にとっても、とても大切なので、この辺ももっとお客様にアピールしたらいいんじゃないかなと思います。

<事務局> ご意見をお伺いいたしまして、ピーアールについてお店のほうに伝えてまいりたいと思います。

<伊藤会長> これは、自治体がそういう意識が強いところと、ほとんど構わないところとありますので、富津の場合、こうやって出しているのはいいことだと思いますよね。

<鬼沢委員> ピーアールすることで、ほかもそれに倣ってくると非常にいいと思うんです。

<伊藤会長> いかがでしょうか。どのようなことでも結構でございます。もしほかにございませんようでしたら、特段問題がないと理解いたしまして、カインズホーム富津店の案件は、県の「意見なし」を妥当だと判断してよろしゅうございますね。

それでは、当審議会は（仮称）カインズホーム富津店も第1案件と同様、県の「意見なし」を妥当であると承認いたしました。

1つだけ宿題でお願いしたということだけつけ加えまして、以上で2つの審議案件は終了いたしました。

○ 議題（2）変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> この後、報告案件がございまして、既にお手元にあると思いますが、簡単にお伺いいたします。

<事務局説明> それでは、今回の報告案件でございますが、お手元の「報告案件一覧表」をごらんいただきたいと思います。3件でございます。いずれも開店時刻及び閉店時刻等の時刻の変更が3件ですが、すべての案件において、騒音等、変更による周辺環境に及ぼす影響は軽微であると認められま

す。また、すべての案件において、市町村及び住民等の意見はございませんでした。以上の点から、内容について、施設の運営方法は適正に配慮されていると認められるため、県の意見は「なし」として決定した旨、通知をいたしました。

以上でございます。

<伊藤会長> 軽微な変更事項ということで報告案件になっております。いずれも開店、閉店時刻の変更に伴うもので、この3つの案件、後ろに内容が詳しく添付されておりますので、ご参照いただいて、後日でも結構ですから、ご質問があった場合には事務局のほうに申し出ていただきたいと思います。

○議題（3）その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明と次回開催の日程確認（第67回千葉県大規模小売店舗立地審議会7月22日（火）午後2時から）を行った。

6 閉 会：午後3時8分

以上

平成20年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印